相談

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
労働法律相談	3月2日㈮ 18:30～20:00	ひこね燦ぱれす ☎26-7272 FAX26-7377	職場における悩み事、仕事上困難な問題について、弁護士が相談に応じます。電話による予約制（受付は、2月18日㈯9:00から先着３人）※月曜日は休館日。
多重債務者無料相談会	3月3日㈯ 10:00～13:00	消費生活センター （市役所西隣）	弁護士・司法書士が相談に応じます。（１件１時間） 電話による予約制。（先着６人） 県民活動生活課消費生活担当☎077-528-3412
人権なんでも相談	3月7日㈬・同21日㈬ 13:00～15:00	相談室 （市役所１階）	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談に応じます。 人権政策課☎30-6115、FAX24-8577
ひきこもり相談	3月8日㈭ 13:00～15:00	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになっている悩んでいる人や、その家族の相談に医師や保健師が応じます。（予約制）
アルコール相談	3月22日㈭ 14:00～17:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。（予約制）
行政書士無料相談会 相続手続相談	3月9日㈮ 13:00～15:00	まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	相続に関する手続き（遺言書の作成、遺産分割に関することなど）の相談に応じます。※市内在住、在勤者に限定
若年者就労相談	3月9日㈮・同23日㈮ 13:00～15:30	ひこね燦ぱれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリアコンサルタントによる就職相談。適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職に取り組み、自立した生活を目指します。
行政相談委員による 行政相談	3月12日㈪ 13:00～15:00	まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談に応じます。※市内在住、在勤者に限定
生活相談	3月13日㈫ 13:00～17:00	相談室 （市役所１階）	公営住宅、貸付制度、生活保護など、生活に関する相談に応じます。ポルトガル語、スペイン語でも相談に応じます。 滋賀県求職者総合支援センター☎077-521-5421
大阪市立大学法学部 巡回無料法律相談	3月16日㈮ 10:00～15:00	南地区公民館 （甘呂町）	大阪市立大学法学部の教員、学生、同大学出身の弁護士が土地、建物、金銭貸借、手形、離婚、親子、相続など民事一般の相談に応じます。（関係書類をお持ちください）※予約不要 まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
登記相談 表示登記	3月16日㈮ 13:00～16:00	まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談に応じます。 電話による予約制（受付は3月7日㈬8:30から先着6人） ※市内在住、在勤者に限定
司法書士 無料法律相談	3月17日㈯ 9:30～12:30	彦根勤労福祉会館 ２階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判などの法律相談に応じます。 （３週間前から予約受付）　１人45分 司法書士総合相談センター彦根☎077-527-5576
	毎週木曜日 17:30～20:30	ひこね燦ぱれす （小泉町）	
障害者相談	3月21日㈬ 13:30～15:30	障害者福祉センター （平田町）	滋賀県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談に応じます。 障害者福祉課☎27-9981、FAX26-1767
滋賀弁護士会 法律相談	3月23日㈮ 13:00～16:00	まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	電話による予約制（受付は3月14日㈬8:30から先着6人） **相談料：１回（30分）5,250円（相談日にお支払いください）** ※市内在住、在勤者に限定
日曜納税相談	3月25日㈰ 10:00～16:00	納税課	毎月1回、日曜納税相談窓口を設けて、市税の納付についての相談に応じます。
子ども・家庭相談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 8:30～17:15	家庭児童相談室 ☎23-7838 FAX26-1768	子どものことをはじめとする家庭内の悩み（育児不安、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなど）について、相談に応じます。
消費生活相談	毎週月～金曜日（祝日は除く） 9:15～12:00 13:00～16:00	生活環境課 消費生活相談窓口 ☎30-6144	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談に応じます。
子どもと親の悩みの相談電話	毎週月・水曜日（祝日は除く） 14:00～17:00	教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。（電話相談）
多言語電話相談	毎週水・木・金曜日 （祝日は除く） 10:00～12:30 13:30～16:00	☎27-2400 （相談専用電話）	市役所などでの手続き、生活の中で困ったことなどの相談に、3つの言語で応じます。 水曜日=英語、木曜日=ポルトガル語、金曜日=中国語
よろず相談	毎週水・金曜日 （祝日は除く） 13:00～16:00	福祉保健センター 別館２階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談に応じます。 彦根市社会福祉協議会☎22-2821、FAX22-2841
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00～16:00	男女共同参画センター 「ウィズ」 （福祉保健センター前） 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係（セクハラなど）、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	**法律相談** 毎月第３月曜日午後		専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます。 「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では臨床心理士が相談に応じます。
	こころの悩み相談 毎月第２水曜日午後		
理学療法士相談	毎月第３水曜日 13:15～	障害者福祉センター （平田町）	市内在住で、障害者手帳を持っている人や家族から、リハビリの相談に応じます。電話による予約制（先着６人） 障害者福祉センター☎26-1767（FAX共用）

健康だより

個別予防接種のお知らせ

彦根市では、下表の予防接種を実施しています。

予防接種は、感染症を防ぐために大切なものです。予防接種の説明書の注意事項などをよく読んで、接種を受けてください。

予防接種が受けにくい状況（長引く病気があるなど）にある場合や、予防接種にご不明な点がある場合は、健康推進課にご相談ください。

対　　象　市内に住民登録、外国人登録のある人

実施方法　予約制（指定医療機関に、事前に予約）

※指定医療機関は、個人に通知している案内、彦根市ホームページなどでご確認ください。分からない場合やかかりつけ医が市外にあるなど、指定医療機関での接種が難しい人は、事前に 健康推進課にご相談ください。

接種費用　無料　※定められた年齢（定期年齢）内に接種できなかった場合は、有料になります。

問い合わせ先　健康推進課☎24-0816、FAX24-5870

●定期接種

予防接種名	区分	定期年齢（標準的な接種期間など）		間隔・回数
ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合：DPT）	1期初回	3か月以上7歳6か月未満（3か月以上12か月未満）		1期初回　20～56日（3～8週間）の間隔で3回接種（接種間隔を守りましょう）
	1期追加	3か月以上7歳6か月未満（初回終了後12か月以上18か月未満）		1期追加　1期初回の3回目の接種日から1年～1年半後に1回接種
ジフテリア・破傷風（二種混合：DT）	1期	11歳以上13歳未満（平成11年4月2日～同12年4月1日生まれの人）		1回接種（13歳になるまでは接種を受けることができます）
麻しん・風しん 原則として、麻しん・風しん混合（MR）ワクチンを接種します	1期	1歳以上2歳未満		1回接種（1歳になったらすぐに接種を受けましょう）
	2期	平成17年4月2日～同18年4月1日生まれの人		1回接種 **接種期限は平成24年3月31日までです**
	3期	平成10年4月2日～同11年4月1日生まれの人（中学1年生に相当する年齢の人）		
	4期	平成5年4月2日～同6年4月1日生まれの人（高校3年生に相当する年齢の人）		
日本脳炎	1期初回	6か月以上7歳6か月未満※1（3歳以上4歳未満）	平成7年6月1日～同年19年4月1日生まれの人は、不足回数分を20歳未満まで接種を受けることができます。接種間隔は医師とご相談ください。	1期初回　6～28日（1～4週間）の間隔で2回接種（接種間隔を守りましょう）
	1期追加	6か月以上7歳6か月未満※1（4歳以上5歳未満）		1期追加　1期初回の2回目の接種日からおおむね1年後に1回接種
	2期	9歳以上13歳未満※2		1回接種

※1　海外渡航などの理由で、早く接種を希望する場合は、健康推進課に相談いただくと、6か月から接種を受けることができます。

※2　平成7年4月2日～同年5月31日生まれの人は、20歳未満までの間に、法定外予防接種として日本脳炎2期の予防接種を受けることができます。

●任意接種

ヒブワクチン	2か月以上5歳未満	接種開始月の年齢により異なります。
小児用肺炎球菌ワクチン	2か月以上5歳未満	
子宮頸がん予防ワクチン	中学1年生から高校1年生に相当する年齢の女性	接種ワクチンにより異なります。医療機関にご確認ください。